

第28回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年12月21日
 告示番号 第12号
 会議年月日 令和2年12月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤原 弘 子
 局長補佐 佐藤 正 浩
 主 事 千葉 星 夏

本日の案件 第28回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時34分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第28回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、5番 鈴木 勝 委員、13番 鈴木 初男 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に10番 佐藤 和威治 委員、11番 石川 誠司 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第64号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>報告第64号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専</p>

決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年12月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第23号までの23件、23名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第64号」の説明を終わります。

21番
畠山 潔 委員

ご質問ございませんか。

一関の市道で所有権を移転しないまま個人名義の土地が残っていると新聞に載った経過があります。長年、未処理のまま現在に至った経過や原因は詳しくはわかりませんが、地権者が代わったり、共有者の特定ができないケースなどが考えられますが、農業委員会が審査している農地の関係で、これらの土地に関するチェックや対応、解消方法をどのようになさっているのか、質問させていただきます。

重要なことですので、該当の案件などがありましたら、どのような対応をしているのかお答え願います。

局 長

道路用地は、所有権の移転登記をしなければいけません。事務手続きを怠っていたということは、土地の所有者と市の関係の中での話なので、第三者からはわからない、調べようと思っても、なかなか調べられないという事案ではないかと思えます。

21番
畠山 潔 委員
局 長

例えば、今日出た案件の中に該当するものがあるかどうか、資料はありますか。

報告第64号の専決処分は、農地を相続された方が相続登記の完了の届け出を農業委員会に提出するもので、届け出を受けて現地

議 長

調査を実施する必要がありませんので、登記簿上の地目と所有者が代わったということ以外は分かりません。

質問と答弁がかみ合わないようですので、暫時休憩いたします。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時51分 再開)

議 長

再開いたします。

話題提供になりますが、道路整備では通常、所有権移転登記完了後、用地代の支払いを行います。

しかし、請願に基づき整備した道路、用地の寄付を受けて整備した道路では、相続登記がされておらず相続権者が何百人という用地も多くあり登記に至らなかったのではないかと思います。

市の幹部がどのような対応を検討しているのか、農業委員会では現状分かりかねるところですが、土地収用法にかけなければ所有権移転登記はなかなか難しいのではないかと思います。

議 長

ほかに質問ございませんか。

10番

佐藤 和威治 委員

局 長

資料の中に、あっせんありと記載されたものがありますが、この場合のあっせんとはどういったものでしょうか。

この場合のあっせんのありなしとは、土地の借り手を農業委員会であっせんしてほしいとの申し出があった場合、あっせんありと記載しております。

自分で耕作する、耕作してくれる方を探す場合はあっせん不要と記載しています。

議 長

補足します。

相続の場合、相続人が遠方にあることが往々にしてあります。

相続は受けたものの耕作できない、耕作してもらえる人を探す方法もない。

その場合に農業委員会にあっせんをお願いされたものをありと表記をするということです。

相続人は、本来は正常な形で耕作をしなければならないわけですが、何らかの事情で、耕作できないという場合に耕作者を探してもらい、そのあっせんを農業委員会に依頼したか、否かということでございます。

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第64号の質疑を終わります。
次に、「報告第65号 農地現状変更届出の報告について」を上
程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。
報告第65号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご
説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく
届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、3筆の
現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状
変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございま
す。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する
農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、
担当地域農業委員及び推進委員に届出の内容について通知してお
ります。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のと
おりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が2件、耕作の
利便性を図るための盛土及び切土が1件となっております。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第65号」の説明を終わります。

11番
石川 誠司 委員

ご質問ございませんか。

現状変更届について、パトロールして何か不都合な点がないか
確認をお願いする文書が来ます。

局 長 補 佐

工事完了後、完了届の写しが届きますが、総会資料に完了届は
ついていません。資料として添付してはどうですか。

石川委員がおっしゃいましたとおり、現状変更が終わりました
ら完了届を農業委員会に提出いただいて、確認しております。

それぞれの工事の内容によって工期も違ってきますし、完了届
については事務方で確認しておりますので、総会資料に添付しな
いのが通例となっております。

11番
石川 誠司 委員
局 長 補 佐
議 長

以上でございます。

イエスかノーかでお答え願います。

総会資料としては添付の必要はないと考えております。

ほかにご覧ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

長
長

局

長

なければ、報告第65号の質疑を終わります。

次に、「議案第208号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

議案第208号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請5件でございます。

第1号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第2号については、譲受人は所有する農地はありませんが、買受けする農地はもともと譲受人の所有地だったものであり、これまでも譲受人が耕作管理しておりました。

新規就農ではありませんが、今回、買戻しをするにあたり、水稲、トウモロコシ、ホウレン草、白菜の作付け・管理計画を含む営農計画書を提出しております。

なお、売買金額は、記載のとおりです。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第4号については、貸付人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第5号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第6号及び第7号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第8号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請 3 件でございます。

第10号及び第11号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第12号については、これまでも譲受人が耕作管理してきた土地であり、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、東山地域に係る申請 1 件でございます。

第13号については、譲受人が長年借りていた土地ですが、経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請 2 件でございます。

第14号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第15号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

以上15件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第208号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

23番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

三浦 善昭 委員

一関地域の農地法第3条現地調査の報告を行います。

現地調査日、令和2年12月14日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 三浦、農地利用最適化推進委員 菅原委員、佐々木委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

21番
畠山 潔 委員

農地法第3条現地調査報告書、大東地域を報告いたします。
現地調査日、令和2年12月11日、金曜日、午後2時より、現地調査員、農業委員 私 畠山、石川委員、農地利用最適化推進委員菅原委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第6号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和2年12月11日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、支所職員 熊谷産業建設課主査。

報告内容、第10号から第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域でございますが、本日、担当委員が欠席しておりますので、局長より説明いたさせます。

局 長

東山地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和2年12月11日、午前9時より、現地調査員、農業委員 鈴木委員、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 渡邊産業建設課課長補佐。

報告内容、第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

14番

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

畠山 信吾 委員

現地調査日は令和2年12月11日、金曜日、午後1時30分より、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、佐藤委員、支所職員 佐藤産業建設課主事。

第14号と第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第208号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第208号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第209号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第209号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、花泉地域の1件でございます。

第1号、申請人が牛舎及びパドックを整備するために転用申請するものです。

農用地区域内の農地ですが、農業用施設であるため例外規定により転用が可とされております。

以上につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第209号」の説明を終わります。

7 番
佐藤 均 委員

ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果についてお願いいたします。

花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第 4 条、花泉地域、現地調査報告を行います。

現地調査日、令和 2 年 12 月 11 日、午前 9 時より、調査員、農業委員 私 佐藤、最適化推進委員 及川委員、小野寺委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 後藤産業建設課主任。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

申請人が牛舎及びパドックを整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 209 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第 209 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 210 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第 210 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に関地域に係る申請 6 件でございます。

第 1 号及び第 2 号は同一事業で、譲受人が宅地分譲 7 区画を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第 3 種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が自社の用に供する駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第二種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第4号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が宅地分譲2区画を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第6号は、譲受人が戸建賃貸住宅5棟を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請11件でございます。

第7号から第9号までは、借受人が公共工事に伴う仮設道路等として利用するため一時転用申請するものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

第10号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第11号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、概ね300m以内に花泉支所が存在することから、第3種農地と判断しました。

第12号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、概ね300m以内に花泉支所が存在することから、第3種農地と判断しました。

第13号から第15号までは同一事業で、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、概ね300m以内にJR花泉駅が存在することから、第3種農地と判断しました。

第16号及び第17号は同一事業で、借受人が公共工事に伴う仮設通路として利用するため一時転用申請するものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第18号は、譲受人が自家用駐車場及び農機具置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第19号は、譲受人が貸家の駐車場及び車両用通路を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、19件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第210号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

23番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

三浦 善昭 委員

一関地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員につきましては第3条のときと同じです。ので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、第2号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま。

第3号、申請人が自社の用に供する駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま。

第4号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま。

第5号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道

議 長
7 番
佐藤 均 委員

へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われ
ます。

第6号、申請人が戸建賃貸住宅を建築する計画であり、排水は
公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はな
いと思われま

す。

以上でございます。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条、花泉地域、現地調査報告を行います。
調査日、調査員につきましては4条と同じでございますので割
愛をいたします

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った
結果、下記のとおり報告いたします。

第7号から第9号、申請人が公共工事に伴う仮設道路及び待避
所として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業
完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はな
いと思われま

す。

なお、本工事は、市発注の「旧大森水源取水施設撤去工事」で
あります。

第10号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画で、排水は雨
水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第11号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共
下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと
思われま

す。

第12号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共
下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと
思われま

す。

第13号から第15号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、
排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影
響はないと思われま

す。

第16号から第17号、申請人が公共工事に伴う作業用仮設通路と
して一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみであり、事業
完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はな
いと思われま

す。

なお、本工事は、市発注の「一関市特定環境保全公共下水道
(花泉排水区) 天神前地区排水路整備その4工事」であります。

議 長

21番
畠山 潔 委員

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、大東地域を報告いたします。

現地調査日と調査員については先ほどの3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第18号、申請人が自家用駐車場及び農機具置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上でございます。

議 長

12番
佐藤 繁 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については第3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第19号、申請人が経営する貸屋の駐車場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上、報告いたします。

議 長

21番
畠山 潔 委員

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

確認です。

13番、14番、15番の関係ですが、先ほど事務局の説明でこの申請地の場所、300mと言いませんでしたか。

300m以内という表現をさせていただきました。

局 長 補 佐

21番

畠山 潔 委員

局 長 補 佐

300m以内、報告書では200mですが、以内だからいいということですね。

駅、市役所から300m以内にある農地は第3種農地となります。

21番

畠山 潔 委員

13、14、15番ですが、14番は進入路の部分ですね。

15番に2筆ありますが、このような場合、登記する際には、合

局長補佐 筆するのでしょうか。

局長補佐 1点目はご指摘のとおり、進入路でございます。

局長補佐 2点目につきましては、合筆したほうが運用上は便利だと思いますが、所有者の方が決めることですので、こういう形での申請になっております。

議長 ほかにごございませんか。

議長 (なしの声あり)

議長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

局長補佐 「議案第210号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議長 (挙手満場)

議長 満場です。

議長 よって、「議案第210号」を許可相当と決します。

議長 次に、「議案第211号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐 より説明いたさせます。

局長補佐 議案第211号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

局長補佐 一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

局長補佐 本議案に係る申請は、貸借権設定が77件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が5件、集団案件一括方式が1件です。

局長補佐 初めに貸借権設定ですが、第1号から第27号までの27件は、一関地域に係る申請です。

局長補佐 第28号から第45号までの18件は、花泉地域に係る申請です。

局長補佐 第46号から第57号までの12件は、大東地域に係る申請です。

局長補佐 第58号から第60号までの3件は、千厩地域に係る申請です。

局長補佐 第61号から第62号までの2件は、東山地域に係る申請です。

局長補佐 第63号から第67号までの5件は、室根地域に係る申請です。

局長補佐 第68号から第77号までの10件は、藤沢地域に係る申請です。

局長補佐 次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

局長補佐 第2号は、室根地域に係る申請です。

		次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。第1号から第2号までの2件は、花泉地域に係る申請です。第3号から第5号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。第1号は、大東地域に係る申請です。
		以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
		また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第211号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第211号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	満場です。
		よって、「議案第211号」は可と決します。
議	長	次に、「議案第212号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第212号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は3件で、花泉地域1件、大東地域1件、藤沢地域1件です。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第212号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

7番
佐藤 均 委員

まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。
農地法適用外、花泉地域、現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては4条、5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第1号、昭和41年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

21番
畠山 潔 委員

大東地域の現地調査報告をいたします。

調査日、調査員については先ほどの3条、5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、昭和46年頃から農業用施設及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

14番
畠山 信吾 委員

藤沢地域の農地法適用外の現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては先に報告いたしました3条と同じでございます。

第3号、平成12年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第212号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議
議

長
長

(挙手満場)
満場です。
よって、「議案第212号」を可と決めます。
以上で議案審議が終了いたしました。
第28回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。
(午後2時42分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員